建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年５月15日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

1　処分をした年月日　令和７年３月12日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　阪南土建株式会社　植圃　幸治　大阪府泉南市幡代１―32―10　国土交通大臣許可（般特―６）第21008号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年３月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年５月15日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

1　処分をした年月日　令和７年３月18日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　IHARA　FURNACE株式会社　井原　昌吾　大阪府大阪市北区本庄東３―５―21　国土交通大臣許可（特―２）第4771号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年３月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年５月15日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

1　処分をした年月日　令和７年３月31日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社エス・エル　岸本　　進　大阪府大阪市福島区野田５―17―22　国土交通大臣許可（特―５）第5788号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年３月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年５月15日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

1　処分をした年月日　令和７年３月31日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社河野店舗設計室　佐藤　英仁　大阪府大阪市中央区博労町１―８―２三共堺筋本町ビル10階　国土交通大臣許可（般―４）第26743号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年３月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告